

1 問ごとに条文を必ず確認！！

逐条都市再開発法に書き込みをする

※問題番号の横の数字は出題年-出題 No

[No. 1]21-26

正解 4

1. × 都再法第 7 条の 13 第 1 項より、個人施行では借地権申告手続きはない。
2. × 都再法第 7 条の 13 第 1 項より、同意が必要なものは事業計画だけである。
3. × 都再法第 7 条の 10、第 7 条の 11 より、施行者の氏名住所は規準又は規約及び事業計画に記載される事項ではないので、同法第 7 条の 16 第 1 項の規定による変更認可を必要としない（但し、同法第 7 条の 17 第 1 項の規定により、一人施行者が共同施行者になった場合に限り、規準から規約の変更となるため、認可が必要。）なお、変更認可が必要なくとも、同法第 7 条の 17 第 7 項より、認可権者に対し、施行者の氏名住所の変更の届出は必要である。
→施行者の氏名住所は規準又は規約、事業計画に記載される事項ではないが、認可権者に対し届出は必要。
→一人施行から共同施行になったときは規準→規約になるため変更認可が必要。
4. ○ 都再法第 7 条の 20 第 1 項、同法施行規則第 1 条の 7 第 3 項
→終了認可はすべての再開発事業において必要。

[No. 2]14-28

正解 1

1. × 都再法第 7 条の 12 の規定により、同意を得るべき公共施設（第 2 条第 4 号、施行令第 1 条、第 2 条）の管理者に医療施設及び文化施設等公益施設の管理者は含まれない。
2. ○ 都再法第 7 条の 13 第 1 項
3. ○ 都再法第 7 条の 14 第 3 号
4. ○ 都再法第 7 条の 16 第 1 項

<参考>管理者の同意を得るべき公共施設

道路、公園、広場（都再法第 2 条第 4 号）

緑地、下水道、河川、運河、水路、公立小学校、公立中学校（政令第 1 条）

鉄道施設及び自動車ターミナル（政令第 2 条）

[No. 3]24-27

正解 3

1. ○ 都再法第 7 条の 11 第 1 項。
→事業計画で定めるものは施行地区（工区に分けるときは施行地区及び工区）、設計の概要、事業施行期間、資金計画。
2. ○ 都再法第 7 条の 17 第 2 項。

3. × 都再法第7条の11第3項より、市長村長の同意書は必要とせず、あらかじめ市町村長の意見を聴かなければならない。
4. ○ 都再法第7条の14第三号。

[No. 4]19-27

正解 4

1. × 都再法第7条の13より、土地の所有者、借地権者、建物の所有権又は借家権を有する者以外の者(以下「担保権者等」という)の同意も必要である。但し、担保権者等の同意が得られなかったり、確知ができない場合は、その理由を記して認可申請ができる。(事業の認可には審査委員の同意は必要としない。)
2. × 都再法第7条の12より、公共施設の形状及び面積に変更がない場合でも管理者同意は必要である。
3. × 都再法第7条の10、同施行規則第1条の8より、会計規定の例外はない。
4. ○ 都再法第7条の17第4項。
→一人施行から共同施行になったときは規準→規約になるため変更認可が必要。

[No. 5]23-27

正解 1

1. × 都再法第7条の9第1項、施行規則第1条の6より、一人で施行しようとする者にあつては、規約ではなく規準を提出しなければならない。
→一人施行＝規準、共同施行＝規約
2. ○ 都再法第7条の13第1項。
3. ○ 都再法第7条の13第2項。
4. ○ 都再法第7条の17第1項。

[No. 6]22-26

正解 3

1. ○ 都再法第2条の2第1項により、個人施行の場合は施行区域でなくとも市街地再開発事業を施行できる。
2. ○ 都再法第2条の2第1項。
3. × 都再法第7条の9第1項より、個人施行の認可申請に際して定める図書は、事業計画と規準又は規約であり、定款は組合施行の場合に必要なものである。
4. ○ 都再法第7条の12。

[No. 7]15-27

正解 1

1. × 都再法第 2 条の 2 第 1 項、第 15 条、第 50 条の規定より、個人施行の場合は全員同意のため、借地権申告手続きは必要としない。
2. ○ 都再法第 15 条第 2 項 (第 7 条の 3 第 2 項、第 3 項準用)
3. ○ 都再法第 15 条第 2 項 (第 7 条の 3 第 4 項準用)
4. ○ 都再法第 15 条第 2 項 (第 7 条の 3 第 3 項準用)

[No. 8]15-33

正解 2

1. ○ 都再法第 7 条の 19 第 1 項、第 43 条第 2 項
2. × 都再法第 57 条第 4 項第 2 号の規定より、施行地区内に権利を有する者を 2 号委員として定める。
3. ○ 租税特別措置法施行令第 22 条第 10 項
4. ○ 都再法第 97 条第 3 項

[No. 9]15-36

正解 1

1. × 都再法第 9 条 (条文は[No. 30]参照)、第 50 条の 3 の第 1 項第 5 号、第 52 条第 2 項第 5 号、第 58 条第 3 項の規定より、組合施行の場合は特定事業参加者はなく、参加組合員となる。
2. ○ 都再法第 50 条の 3 第 2 項、第 52 条第 3 項、第 58 条第 3 項
3. ○ 都再法第 50 条 10 第 1 項、第 56 条の 2 第 1 項、第 58 条の 2 第 1 項
4. ○ 都再法施行令第 22 条の 2、第 22 条の 4

[No. 10]15-37

正解 3

1. × 都再法第 7 条の 15 第 1 項の規定より、都道府県知事が行う。
2. × 都再法第 38 条第 2 項 (第 19 条第 1 項準用) の規定より、都道府県知事が行う。
3. ○ 都再法第 86 条第 1 項
4. × 都再法第 45 条第 6 項の規定より、都道府県知事が行う。